

ありがとうございます。

○竹下委員長 これにて中島君の質疑は終了いたしました。

次に、石関貴史君。

○石関委員 こんにちは。維新の党の石関貴史です。

先日の基本的質疑でちょっと聞きそびれたことがありますので、まず麻生大臣にお尋ねをしたいと思いますが、大臣は今年金の受給資格をお持ちだと思っておりますが、年金を受けていらっしゃいますか。

○麻生国務大臣 もらっていません。

○石関委員 どういう理由で。受給資格はあるんですよね。もらっていない理由、もし御説明できるのであればいただきたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○麻生国務大臣 受給資格はあります。

○石関委員 個人的なことですから、言いたくないよということであればそれで結構ですが、もらわない理由は何かあるのでしょうか。

○麻生国務大臣 個人の自由だと思います。

○石関委員 わかりました。資格はあるけれどももらっていない、御自分の自由だと。選択ができる方は結構だと思うんですね。ただ、やはり年金しかないという方も大勢いらっしゃると思いますので、そういった方々の身に立って、社会保障、先ほど介護の話もありました、年金制度、やはり我々は考えていく必要があるんだというふうに思います。麻生大臣もほかの大臣の皆さんもお気づきだと思いますが、最近、雑誌の見出しや、実際に本も

いっぱい出版されていますが、下流老人とかいう言葉が残念ながらやりになるぐらいの伝播をしているという御時世だと思います。

やはり、国民の皆さんの関心というのは、先ほども議論のある社会保障、年金や介護、また子育て世代でどうしても働かざるを得ない、保育こういった部分に大変国民の関心も大きいんだろうというふうに認識をしています。

一番大きなこの先の一つの節目というのは、団塊の世代の皆さんが後期高齢者になる二〇二五年ここをどうやって乗り切っていくかというのが大きな節目の一つではないかなというふうに思っています。

まず、資料の一をごらんいただきたいと思えます。

これは共通の認識だと思いますが、このように社会保障給付の将来推計ができています。これは厚生労働省等の資料でありますので、確認の意味で出させていただきました。人口は、上に載せているとおり、予測でいうところや下がついていく。我々の生産性が一・五倍、倍になるとか、GDPがそのうち倍になりますよということが現実起こればこういった問題も解消されるのかもしれないんですが、足元から予測した場合になかなかそうならないということですから、人口が減る中で、こういった社会保障に關連する費用という負担の部分は、右肩にあるように増大していく、こういう認識。

この資料を、負担増、はてななしで出したら、理事会でこれはだめだということ、はてなを

けて出し直ささせていただきましたが、厚労大臣、普通に、この表のとおり負担はふえていく、負担増だ、こういう流れにあると思えますが、御認識はいかがでしょうか。

○塩崎国務大臣 大事なことは今の社会保障制度が持続するというのでありますので、当然、今の制度を前提にすれば、高齢化が進めば蓋然性としては負担も給付もふえていくことは十分あるからこそ、税と社会保障の一体改革など、さまざま、これは民主党の皆さん方も、民自公と一緒に考えてきたところでございますので、今申し上げたとおりでございます。

○石関委員 理事会ではこの資料をはねられたんですけれども、はてなをつけなくても、今の制度が持続していけば負担増だ、こういう御認識でよろしいということですよ。今そういうふうに御答弁いただきました。普通に考えればそういうことだということふうに思います。

では、どれだけふえるか、数字をちょっとお聞きしたいと思います。

今現在の、足元での要介護の方々の人数、また、先ほど申し上げた二〇二五年度における人数がどういう見込みにならているか。あわせて、介護の費用、現在は幾らぐらいなのか、また、二〇二五年度には幾らぐらいの見込みで推計されているのか、教えてください。

○塩崎国務大臣 まず、要介護、要支援の認定者認定を受けていらっしゃる方々でありますけれども、二〇一四年の三月末現在で五百六十九万人程度ということございまして、これが、今お話が

ございました二〇二五年、この年度には八百二十六万人になると見込まれておるところでございます。

介護の費用ということでございますが、二〇一三年、平成二十五年度の実績ベースで見ますと、介護は約九兆円でございます。二〇二五年年度の介護を見込む数字は約二十一兆円になるといふふうに見込んでおるところでございます。

○石関委員 介護のほか、医療費の総額は、同じように、現在とそれから二〇二五年、今の数字と見込みを教えてください。

○塩崎国務大臣 医療費につきましては、二〇一三年度の実績ベースで約四十兆円。これが、二〇二五年に参りますと約六十二兆円になるといふ予想でございます。

○石関委員 これは、お答えのとおり、物すごい増加ですよ。先ほど申し上げたように、我々の所得が倍になるとか国の経済規模が倍になるとかいうことがなければ負担の部分がどんどんふえていく、基本的にはこういう構造だと思えますが、これだけの増加額をどのように賄おうとされているんでしょうか。税金をもっと投入する、では、税金を上げるのか、あるいは保険料、こういう部分を上げて投入せざるを得ないと思うんですが、大まかどういふふうに賄おうとされているんですか。とても普通の計算じゃできないですよ。

○塩崎国務大臣 先ほどの中島先生との議論の中でも申し上げましたけれども、一番大事なことは、やはり国民一人一人が健康であり続けることが大事であって、今の医療費や介護のニーズ、費用の

予想は、現状の感じがずっと伸びたという前提でやっていますから、どうやってそういう需要がふえないように、つまり健康のまままで生きるか、あるいは要介護度が上がらないようにするか、それから病気になっても重症化をさせないでいくということが大事で、ほっといたらふえていく医療ニーズをどう抑えていくかということがまず第一だと思います。

そうなると、減ったとしても全体としてふえていくかもわからないということになれば、財源は三つしかございませんで、いずれも社会保険方式でありますから、保険料か、税か、それとも自己負担、この三つしか基本的にはないわけでありまして、それをどのようにして賄っていくかというのを国民の皆様方にお諮りをして決めていかざるを得ないということで、社会保障と税の一体改革はまさにその大きな一歩だったんだろうというふうに思います。

○石関委員 大臣、資料の二をごらんいただきましたと思います。

先ほど、介護の離職者を減らす、なくすということであれば、当然、介護の現場での人材というのが必要になってくると思いますが、介護それから保育関係の職種別の平均年収の資料をお出しさせていただきました。保育士の皆さん、年平均が三百十六万円とか、ケアマネジャー三百七十二万円、こういうふうにあります。全産業の平均、規模が十人以上では四百七十九万円、全産業の平均では五百八十九万円ということでありまして、全産業、ほかの業種に比べて随分低いということ

はこれを見ても明らかでありますし、また大臣も御認識だというふうに思います。

ただ、これは、人材を確保しようということになると、先ほど大臣がおっしゃったような、どこに財源を求めるか。自己負担や税金や保険料ということですが、人材をもっと確保してくださいといえ、その支出をお願いして現実にやっつけいかざるを得ないということですので、人材確保と支出の面、どうやって兼ね合いをとろうというふうにお考えでしょうか。

○塩崎国務大臣 保育にいたしましても介護にいたしましても、処遇が他の産業に比べて非常に厳しいがゆえに、人材がなかなか集まらない、有効求人倍率も非常に高いということで、私たちもこれにはずっと対策を打ってきたわけでありまして、まず第一に行ったのは、これは自公民で、一体

改革の中で、消費税の税収をもとに引き上げるといふことを、既に三％をやらせていただいたわけでございますが、そのほかに、介護であれば、今回、加算を特別に設けるといふことでありますが、これは介護保険の中でやるわけでありまして、どこかにその負担が行く、保険料か税金か自己負担か。保育の場合は保険ではありませんので、これは税金ということになりますので、そのところの割り振りは税でいくしかないということでございます。

私どもとしては、言ってみれば介護の生産性も上げることによって、より高い報酬を提供してもそれが賄い切れていくようにしていくということも同時にやっつけいかなきゃいけないということ、

ロボットの導入であるとかICTのフル活用であるとか、そういうことも含めて生産性を上げて、より一人当たりの負担が軽くなり効率が上がっていくということを実現していくことが大事だろうというところで、厚労省の中にも新たに懇談会を先日立ち上げたところでございます。

○石関委員 いろいろ工夫をするということでしょうけれども、先ほど聞いた数字を賄うだけの工夫が今あるようにとも思えないんですね。大臣も、これはICTがどれだけ導入されても、先ほどの支出をどういうふうに縮められるかとか予防ができるということはなかなか直接にはならないんだというふうに思います。何らかの支出の工夫や、また、政府全体としてやはり身を切る改革、それから徹底的な無駄の排除、こういったものもあわせてやっていく必要があるというふうに思います。

大臣もさつきおっしゃいましたが、質をどうするかということに関して、最近明るみに出ました川崎の施設での捜査が進んでいるところでありますが、どうも入居している方が投げ落とされたのではないか、こういうことがありましたが、大臣、どうお感じになっていきますか。

〔委員長退席、関委員長代理着席〕

○塩崎国務大臣 これは捜査中の案件で、私ども、個別の問題についてコメントはできませんけれども、いづれにしても、報道が事実だとすれば、これは許しがたい行為であったというふうに考えております。

厚労省としては、有料老人ホームの親会社、株

式会社メッセージに対しては、介護事故に関する自治体への報告漏れもたくさんございましたので、厚生労働省より業務管理体制についての勧告を行い、現在、改善状況の報告を受けて指導を実施しているわけでありまして。これは都道府県に届け出をすることになって、都道府県が監督をするわけでありましてけれども、それだけではなかなかこういう問題が抑え切れないということも今回明らかになったわけでありまして、我々厚生労働省としても、都道府県とさらに連携を密にして、未然にこういうことが起きないようにしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○石関委員 質をどうするか。もちろん、各事業者とも、質のいいものをふやしていくことによつて、それは予防にもつながったり、それから入る方々の安心にもつながる、向上になるということだと思っておりますが、ただ、我が国で、さつき大臣もおっしゃったサービス面、ここをどうやって図るかというところ、この基準はなかなかないんですね。役所にも聞いてみました。どうやって、例えば介護施設、いい施設かどうか見分ける指標や、どこがそういうサービスをしてきているのか。

資料の三にあります。地域包括支援センター、こういうものがあって、ここで総合相談支援業務も受けますよ、権利の擁護業務もやっていますよ、多面的支援もやっていますよということなんです。が、ではとって、この資料三の一番下の四角の中に入っている、平成二十六年四月末現在で全ての市町村に設置とありますから、私の選挙区の群

馬二区のそれぞれの町を調べてみました。それが次のページです、資料の四。

これを見ると、私の生まれ育ったところですが、伊勢崎市はゼロになっているんですね、これは厚生労働省のホームページから引いていったものです。桐生市は九、玉村町は一というふうになっています。これは明らかに地域包括支援センターというものが、これだけ見ると、ないところもあるところも、たくさんあるところもある、偏在しているということです。

ただ、この資料が怪しいのは、伊勢崎市はゼロになっているんですが、この後、群馬県のホームページから同じセンターを調べてみたら、こっちの方はあるんですよ。厚生労働省の資料によると、例えば群馬県、県内で包括支援センターは十六件というふうになっていますが、ただ、県のホームページを見ると九十五件あります。栃木県、近県なので調べてみたら、このホームページでは、厚労省では二件しかありませんが、県の方では九十一件。長野県は、厚労省では五件ですが、長野県のホームページで見ると百二十二件。

質を上げて入居したい人たちの便宜を図ったり、あるいは、いいところにもっと手厚くしたいと思つても、厚労省の資料と、群馬県あるいは近県の資料がこれだけ違うというのは、どこに問題があるんでしょうか。大臣、御認識されてましたか。
○塩崎国務大臣 これは先生御指摘のように好ましいことではないと私も思います。何でこういうことが起きているのかというと、少なくとも一つは、地域包括支援センターというのは各市町村

にあります。ありますが、厚労省のホームページに登録をさせていただいていないところが市町村によつてあるということがこのようなことになっていくので、こういうようなことがないように、しっかりと登録をしていただいて、漏れがないように、都道府県と数がずれているようなことがないようにしていききたいというふうに思っているところでございます。

○石関委員 大臣、登録していないのはおかしいと思わないですか。

これはいろいろ、たくさん税金、予算をつけて、また保険料のサービスを行って、自己負担もある、それぞれ今あつたいろいろな業種のサービスがあります、それではどこへ入ろうか、私のお父さんをどこへ預けよう、面倒を見てもらおうと思つたときに、そんないいかげんなこと、これだけ税金を投入して、恥ずかしくないんですか。

○塩崎国務大臣 好ましくないことはもう先ほど申し上げたとおりでありますけれども、もともとこの地域包括支援センターは、それぞれの地域で、私も家内の両親が施設にお世話になっておりますので、その際に、やはりそういうところで御相談を申し上げて、いろいろ教えていただくというところで、便利に、教えていただきました。ですから、地域でこういうことが活用されているということ、都道府県のホームページにはちゃんと漏れなく載っているということ、恐らく地域の人たちはそれを見ながらやっておられる方も多いのではないかと思います。

なお、厚生労働省のホームページを見て、ないじゃないかというふうに思われる方がいたらいけないので、早速これはちゃんときちつと指導して、登録してもらおうように直ちにやりたいというふうに思います。

○石関委員 これは国費を投入されているわけですから、厚労省のホームページはもちろんですけれども、各都道府県と連携をして、同じものが出てこなければおかしいですよ。これは早急に取り組んでいただきたいと思えますよ。

大臣が誰かに聞けば、それは懇切に説明してくれると思えますよ、いろいろな施設でも役所でも大臣の家族のことであれば。ただ、普通の人が介護施設にお世話になろうとなつた場合に、なかなかこんな情報ないですよ。入つてみて、入れてみて、やつと、ああ、こういうところだったのかと。

先ほどの投げ落とし事件のことをお尋ねしたのもこういうことで、そこに入居されていた方々や家族の方は、どんなところだかなかなかわからないうですよね。そういう評価、これも我が国で高めていく必要があるんだと思えます、サービスという面からも、どこに税金を投入するかという面からもですね。

第三者評価というのが行われていますが、実際福祉サービスの第三者評価というのは、うんと短くお答えいただきたいんですが、どんなふうに行われているんですか。端的にお願いします。

○石井政府参考人 この事業は平成十六年度からスタートいたしておりますけれども、事業者の提

供するサービスの質を当事者以外の公正中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的立場から評価することを目的として行っているものでございます。（石関委員「どんな機関がやっているのですか」と呼ぶ）これは、都道府県の方で認定をして社会福祉協議会などが行っているケースが多うございます。

○石関委員 社会福祉協議会というのは立派に働いてくれていますけれども、ただ、こういうものの評価に適するかどうかは別ですよ。大体、市町村のところに行くとき、社会福祉協議会、いろいろな仕事をやって、なくてはならないですよ。ただ、市役所の天下り先になっていたり、本当に利用者の身になって、ここが適正な第三者の評価の機関なのかといえ、私は大変な問題があるというふうに思います。

ごらんだきたいのは、資料の六ですが、サービス比較サイトを見ても、これは厚労省のホームページからのものですが、これで、ここで安心かどうか、サービスの質がいいかどうかとわかるものじゃないですよ、全然。従業者の計画的な教育、研修等の実施状況がどうなっていますかとか、もっと詳しくありますけれども、こういうものを見て、この施設のサービスがいいのか悪いのか、うちのお父さんやお母さんをお願いしているのかという判断には全くつながらない。これはぜひ、改善が必要だと思えます。

参考までに、資料の七をごらんいただくと、アメリカン・ヘルスケア・アソシエーションというところですが、ここでやっている、まさに第三者

の評価になります。左の方の、英語で書いてありますけれども、向精神薬を与えているとか、入っている方々の痛みの度合いがどうなっているとか、入ってから体重が少なくなっているのかどうかとか、こういう評価をされています。これを見ればある程度、施設全体としてどういうふうに入居している方々が扱われていたり、どういうケアがされているか、では、ここに行ってみて面談をして、よければここでお願いをしよう、こういう、今の厚労省や日本の各地で行われているようなそういった評価とは内容と質が全く違うというふうに私は思います。

大臣、どう思いますか。

○塩崎国務大臣 介護保険導入の際に、私はたまたま自社政権のときのPTにいて、さんざん議論して、民間の事業者を入れるかどうかというときに、最終的に、私の記憶が間違っていないけれども、入れるけれども、第三者評価をきっちりして、どこがいいところでどこが悪いところかということ、がわかるようにして皆さんを選んでいただく、そういうことでないと、コストは下がるかもわからないけれども、質も一緒に下がるかもわからないということ、を言っています。

今回改めて、先ほどの第三者評価も、数もまだ少ないということもありますので、なおかつ、今御指摘の質が必ずしもよくないということでありまして、アウトカム評価というのは、介護で本格的に考えようということになったのは、平成二十四年度の介護報酬改定で、在宅復帰を目的とする老人保健施設での在宅復帰率を評価するというこ

とをやりました。

それから、診療報酬で費用対効果、アウトカムですが、リハビリテーションの診療報酬について、医療機関ごとの、ADL、言ってみれば生活の質ですね、その改善効果を反映させるということ、を今回初めてやったわけでありまして、やはり一人一人の患者さんや介護を受ける人たちが本当にそれを評価できるのかという、その人たちの評価が生かされる第三者評価をやるべきではないかと私は思っておりますので、今御指摘を受けたアメリカのことも参考にしながら、さらに改善をしていきたいというふうに思います。

○石関委員 もう一つ、今、診療報酬とか介護報酬のお話も出ましたが、やぶ医者と非常に腕のいいお医者さん、名医、これは、日本の制度では、同じ手術をしてももらったときに値段は違うんでしょうか。

○塩崎国務大臣 これは、お医者さんになったばかりの方も五十年やっていらつしやる方も同じということ、が今の診療報酬体系の実態でございます。

○石関委員 時間がないのでお尋ねはしませんが、各国の制度もいろいろ勉強してみました。似通ったようなこういった点数というの、確かにやっています。技術料の分をどう見るとか、各国によって幾らかの違いもあるし、日本政府も今改善を図っているんだろうということは推察されますが、ただ、やぶ医者にかかってもすばらしいお医者さんにかかっても同じ値段というの、なかなか納得いかないと思うんですね、普通、患者の側からして。そしてまた、ここには税金が投入され、

また保険料が投入される、介護もしかりですね、こういうふうになっている。やはり、お医者さんの部分も介護の部分も、質がどうなのかということ、進んで払いたがるようなそういうサービスなら喜んで皆さんも払うかもしれませんが、そうならない。

何かやはり工夫をして、支出の面も、こういった部分がいいところには手厚く税金も出します、人も確保します、介護施設も病院も医者もこういう形にしていかなければ、冒頭でお話したような、どんだんどんだん負担だけ広がって、それを解決する方策も、残念ながら今、これだというものはないということだと思いますので、ぜひ、大臣もさつき触れられたアウトカム、この施設に入ったらどうだった、笑顔がいつぱいある介護士さんがいつぱいいて気持ちのいいところなのか、極端に言えば殺人が起きるような、これは施設の問題なのか個人の問題なのかまだわかりませんが、こういったところの違いがわかり、いいところには、よりいい、また手厚い税金の投入ができるような、こういうアウトカムという結果を活用したものを私は導入すべきだと思いますが、どうお考えですか。ちよつと短くお答えください。

○塩崎国務大臣 昨年、保健医療二〇三五というのを御提言いただきました。この中で初めて、患者の評価を大事にするアウトカムベースの診療報酬体系を提案いただきまして、今回、それを初めて試行的に導入することにいたしましたわけでありま

それはつまり、顧客満足度というか、患者を中心に考えていくということであって、例えば出来高払いで、お医者さんの判断だけでどんどんどんどん医療費がかかるということではなくて、どうやって患者さんがよくなるかということを加味した形にしていけないといけないのではないかと、いうことを提言いただいて、そっちの方向にやはり行くべきであろう、世界もそうなっているというふうに思いますので、介護も同様な発想を大事にしていきたいというふうに思います。

○石関委員 ぜび、今の大臣のお言葉のように、アウトカム、結果のデータを活用しながら、満足いつて、ここならもつとお願いしたいということに資源を投入できるような仕組みづくりに早急に取り組んでいただきたいというふうに思います。次に、格差問題、食品廃棄、こういった関連のところを残された時間でやりたいと思います。

まず、農水大臣に、最近、廃棄食品の横流し、こういう問題がありました。こんなことを行っているのかと怒りを覚えるのと同時に、これだけ多くの食品が廃棄をされているのかということに私は驚きもいたしました。現在、日本での食品の廃棄の状況というのはどうなっているか、教えてください。

〔関委員長代理退席、委員長着席〕

○森山国務大臣 石関議員にお答えをいたします。我が国で、食べられるのに捨てられているいわゆる食品ロスが、年間六百四十二万トン発生しております。

食料資源の有効利用等の観点から、食品ロスの

削減を促進していくということは大変重要な課題だと思っております。農水省では、食品業者による納品期限の緩和などの食品ロス削減につながる商習慣の見直し等もお願いをしております。ところでありますし、また、業種ごとの食品廃棄物の発生抑制の目標を設定いたしました。食品ロスをできるだけ抑えるという取り組みを行っておりますが、今後とも、関係省庁とも連携させていただいて、真摯な取り組みをさせていただきたいと思っております。

○石関委員 農水大臣の御認識で六百四十二万トンということですが、どこをとるかでこの食品廃棄の量というのは変わってきますので、いろいろな文献を読むと大体五百万トンから八百万トンぐらいの間、大臣は六百四十二ということ、大体その辺だろうというふうに思います。

これは、大体の数字でいうと、日本の米の生産量、これも飼料米なのか人の口に入るものかで大分変わってきますが、やはり八百万トン内外の数字だというふうに言われていますので、日本の米の生産に匹敵するぐらい食品が捨てられている。これは非常に異常なことだと思いませんか。

このことについて、消費者担当大臣、どういう対策をとられているのか、またとられる考えがあるのか、教えてください。

○河野国務大臣 農水大臣から六百四十万トンというお話がありました。そのうち半分が実は家庭からの食品ロスということになっております。

消費者庁といたしましては、さまざまな啓発活動でこの三百数十万トンを何とか削減してまいり

たいというふうに思っております。

それともう一つ、全国的な取り組みとして、消費者庁が事務局となつて、食品ロス削減関係省庁等連絡会議というものをつくっております。ここで、各省庁にいろいろなことをやってもらう枠組みをつくるということをやっておりますと同時に、消費者基本計画の中にこの問題を取り入れていく、あるいは消費者教育の中に文科省と共同してこの食品ロスの問題についても取り入れていくというようなことをやっております。

○石関委員 私は、この食品の廃棄と横流しの問題で、横流しをした業者というのは大変けしからぬと思いますよ、許しがたいというふうに思います。他方、そこに、もともとのカレー屋さんやこれだけの食品を廃棄していたというそもその事実があるわけですから、消費者担当大臣がおっしゃったようなものをさらに強力に進めていただいて、何かしらゆがんでいるこの国の食に対する問題の解決に向けてぜひ努力を最大限いただきたいと思っております。

あわせて、子供の貧困という問題に最後に触れさせていただけます。

貧困家庭で栄養不足で、朝御飯も食べられないとか、それから、そういった子供たちを支援しようということ、地域で子供食堂という試みが全国に広がっている、こういう報道もされています。また、食品が先ほどのように廃棄をされている一方で餓死者が出た、こういう報道も時々あります。ですので、この国は豊かな国になってきたんですけれども、違った面の、非常にいびつな、

ゆがんだ問題が出ていっているというふうに思います。

一億総活躍、当たり前のことなんですが、あるものを捨てて、そして困っている人もたくさんいる、こういった状況について、子供の貧困というのを取り上げたときに、厚生労働大臣の御認識と、今後対策をどのようにお考えになっているか、教えてください。

○塩崎国務大臣 御指摘のように、一人親の家庭での子供の貧困というのが象徴的に今問題になっているわけで、そのようなことを踏まえて、この年末に、ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトというのを立ち上げました。

これは、総理の指示が去年の四月にあつて、さまざまなことをやらせていただいて、今のようない居場所づくりも含めて学習支援など、それから就職、やはり一億総活躍の中の同一労働同一賃金の問題も、非正規で働く方々の賃金が安いというような問題もありますし、育休がとれないとかさまざまなことがありますので、先ほど申し上げた自立応援プロジェクトの中に、もう時間がないので申し上げませんが、たくさんメニューを入れて、そしてまた、児童福祉法の改正というのを大胆にやろうということ、包括的に今さまざまな御意見を頂戴してまとめつつあるわけで、また国会にお出しをして皆さん方に御議論を賜ればというふうにご考えているところがございます。

いずれにしても、子供を中心に、やはり日本の未来を担う子供たちを大事にしていくということ、を社会全体でやっていきたいというふうに思います。

○石関委員 ありがとうございます。

やはり、予算を出す工夫をどうしていくか、質のいいところには当然手厚くやる、そのことによつて効率化も図られていくと思います。また、国全体として、食べ物がこれだけ余っているながら食べられない人もいる、非常にゆがんだ構造に今なつておりますので、こういった問題に政府としても全力で取り組んでいただきたいというふうに思います。

ありがとうございます。

○竹下委員長 これにて石関君の質疑は終了いたしました。

次に、井坂信彦君。

○井坂委員 井坂信彦です。

本日は、大きく二点、軽減税率が零細事業者に与えるダメージ、それから奨学金の拡大について伺います。

まず、財務大臣に伺います。

企業は、仕入れ先から材料や商品を仕入れるときに消費税を払い、それをお客さんに売るときに消費税を受け取る。お客さんからの消費税を、これは全て税務署に納める必要はなく、仕入れ先に払った消費税を差し引いて納税すればよい、これが仕入れ税額控除という制度です。

軽減税率を導入すると、八%と一〇%の複数の税率が存在することになり、仕入れ税額控除をずらすためには、仕入れ先に、八%で幾ら、一〇%で幾ら消費税を払ったのか、インボイスという明細書を仕入れ先に発行してもらおう必要があります。ところで、現在、売り上げ一千万円以下の零細

事業者は消費税が免除されていますが、この免税事業者はインボイスを発行してはいけないというのが今回の政府案であります。

資料一の左側のケースAというところをごらんいただきたいと思えます。

消費税一〇%になると、例えば税込み百十円で仕入れて二百二十円で売っている企業は、お客さんからもらった消費税二十円のうち、仕入れ先の免税事業者に払った十円の消費税を差し引いて、残る十円を税務署に納めればよかつたわけであり

ます。

ところが、軽減税率とインボイスが完全実施されると、これは資料一の中央のケースBの部分ですけれども、売り上げ一千万円以下の免税事業者はインボイスを発行できないので、免税事業者は百十円払って仕入れを行った企業は、十円を差し引くことができず、消費税を二十円納税しなければならなくなる。つまり、免税事業者、零細事業者から仕入れていた企業は利益が十円減つてしまふということになります。だったらということ、この右側のケースCのように、インボイスを発行できる売り上げ一千万円を超える課税事業者から仕入れた方が、これまでどおり仕入れ税額控除ができて、納税も十円で済む。

このように、売り上げ一千万円以下の零細事業者、免税事業者から一千万円超の課税事業者に仕入れ先を切りかえる動きが日本じゅうで起こってくるというふうにご心配をされるわけですが、財務大臣の見解をお伺いいたします。

○麻生国務大臣 図全体としては、これはよくわ